

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準

1～2 (省略)

3 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

型 式	総合評価点	価格評価点	技術評価点	備 考
特別簡易型	100	80	20	
簡易型	100	70	30	
標準型	100	65	35	

4 価格評価点の算定方法

- (1) (省略)
- (2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。ただし、該当する最低入札価格がない場合は、調査基準価格をいう。

5～6 (省略)

7 特定共同企業体の実績等の評価

- (1) 特定共同企業体（以下「企業体」という。）の構成員としての実績等は、次のとおり取り扱う。
  - ① 企業の「工事成績（平均点）」、「同種工事の工事成績」  
企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での工事成績評定点を評価する。
  - ② 企業の「同種・類似工事の施工実績」、「総合評価方式受注回数」  
企業の「同種・類似工事の施工実績」及び「総合評価方式受注回数」については、出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての実績を評価の対象とする。
  - ③ 企業の「優良工事表彰等」  
企業の「優良工事表彰等」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での優良工事表彰受賞及び工事成績評定点を評価する。
- (2) 企業体の技術者としての実績等は、次のとおり取り扱う。
  - ① 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」  
配置予定技術者の「同種工事の工事成績」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、企業体での工事成績評定点を評価する。

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準

1～2 (省略)

3 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

型 式	総合評価点	価格評価点	技術評価点	備 考
特別簡易型	<del>100</del>	80	<del>20</del>	
簡易型	<del>100</del>	70	<del>30</del>	
標準型	100 <del>(102)</del>	65	35 <del>(37)</del>	( <del>—</del> )内は、新規雇用状況を選択する場合

4 価格評価点の算定方法

- (1) (省略)
- (2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。

5～6 (省略)

7 特定共同企業体の実績等の評価

- (1) 特定共同企業体（以下「企業体」という。）の構成員としての実績等は、次のとおり取り扱う。
  - ① 企業の「工事成績（平均点）」、「同種工事の工事成績-~~(回数)~~」  
企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績-~~(回数)~~」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成 26 年度以降に竣工した企業体での工事成績評定点を評価する。
  - ② 企業の「同種・類似工事の施工実績」  
企業の「同種・類似工事の施工実績」については、出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての実績を評価の対象とする。
  - ③ 企業の「優良工事表彰等」  
企業の「優良工事表彰等」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成 26 年度以降に竣工した企業体での優良工事表彰受賞及び工事成績評定点を評価する。
- (2) 企業体の技術者としての実績等は、次のとおり取り扱う。
  - ① 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」  
配置予定技術者の「同種工事の工事成績」については、出資比率 20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成 26 年度以降に竣工した企業体での工事成績評定点を評価する。

新

旧

② (省略)

8 企業体の技術評価点の算定方法

- (1) 企業体の技術評価点は、構成員の出資比率に応じて企業体の構成員全員を評価する。ただし、評価項目のうち配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」を除く。
- (2) 技術評価点は、評価項目ごとに構成員の点数にその構成員の出資比率を乗じた点数（小数点以下第6位四捨五入5位止）の計（小数点以下第4位四捨五入3位止）を求め、各評価項目の点数を合計（小数点以下第4位四捨五入3位止）して算定する。

9 (省略)

10 試行要領の様式

試行要領の規定による様式は、次のとおりとする。

試行要領条項	様式名	別記様式	備考
	技術評価点自己評価表	1号	
	簡易な施工計画書	2号	
	技術提案書	3号	
第17条第1項	技術資料の提出について	4号	
第6条第2項	企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料	5号	
	地域・社会貢献度等確認資料	6号	
	障がい者雇用チェックシート	6-1号	
	ボランティア活動による地域貢献の実績	6-2号	

11 その他

- (1) この基準は、平成31年4月1日以降の入札公告に適用する。
- (2) (省略)

② (省略)

8 企業体の技術評価点の算定方法

- (1) ~~入札に企業体として参加する場合は、企業体~~の出資比率に応じて企業体の構成員全員を技術評価する。
- (2) 技術評価点は、評価項目ごとに構成員の点数にその構成員の出資比率を乗じた点数（小数点以下第6位四捨五入5位止）の計（小数点以下第4位四捨五入3位止）を求め、各評価項目の点数を合計（小数点以下第4位四捨五入3位止）して算定する。  
~~ただし、評価項目のうち配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」を除く。~~

9 (省略)

10 試行要領の様式

試行要領の規定による様式は、次のとおりとする。

試行要領条項	様式名	別記様式	備考
	技術評価点自己評価表	1号	
	簡易な施工計画書	2号	
	技術提案書	3号	
第17条第1項	技術資料の提出について	4号	
第6条第2項	企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料	5号	
	地域・社会貢献度等確認資料	6号	
	障がい者雇用チェックシート	6-1号	
	ボランティア活動による地域貢献の実績	6-2号	
	<del>雇用状況報告書</del>	<del>6-3号</del>	
<del>雇用状況チェックシート</del>	<del>6-4号</del>		

11 その他

- (1) この基準は、平成30年4月1日以降の入札公告に適用する。
- (2) (省略)